

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

消費税を分けて書けば印紙税は押さえられる

Q：土地5千万円、建物5,150万円
(消費税を含む)の物件を譲渡しました。
契約書には、いくら印紙を貼ればよいですか。

A：印紙税は、国税として徴収される税金で、印紙税法に規定されている課税文書に対して課税されます。

課税文書は20の項目に分類され、最低200円から最高60万円までの範囲で課税されます。

さて、ご質問の場合は、不動産の譲渡に関する契約書で、売買金額は1億150万円ですと、印紙税は10万円となります。

この印紙税をうかす方法としては、契約書に売買金額を記載しないことです。

契約金額の記載のないものについては最低の200円でよいことになっているからです。

しかし、これでは不安だという場合には、契約書に消費税額を区分して「売買金額1億円、他に消費税150万円」と記載することです。

印紙税は、消費税額が区分して記載されているときは、消費税相当額は記載金額とはしません、とされていますので、この場合は1億円が記載金額となり、印紙税は6万円で済むことになります。

これは、第1号文書(不動産の譲渡に関する契約書)の他に第2号文書(請負に関する契約書)第17号(金銭・有価証券の受取書——例えば商品販売代金の領収書)にも適用されます。

